

新成人の皆さん おめでとうございます
 ～ 20 歳になったら国民年金～



国民年金は、老後の暮らし（老齢基礎年金）をはじめ、事故などで障害を負ったとき（障害基礎年金）や、一家の働き手が亡くなったとき（遺族基礎年金）に、みんなで暮らしを支え合うという考えで作られた仕組みで、20～59歳の方が加入し、保険料を納める制度です。

国民年金保険料の納付には、現金・クレジットカード・口座振替が利用できます。割引のある前納制度もあります。ぜひご利用ください。



- ◆ 付加年金・・・国民年金基金に加入していない国民年金第1号被保険者が申し込みにより納付できます。月額400円の付加保険料を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に付加年金分が上乗せされます。付加年金額は200円×付加保険料納付月数です。
- ◆ 免除・猶予制度・・・国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除または猶予される制度（学生の方は学生納付特例制度）があります。
- ◆ 障害年金・・・障害年金は病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合、現役世代も受け取ることができる年金です。受給には審査があり、20歳から手続きができます。20歳の誕生日頃の診断書が必要となる場合があるので、お早めにご相談ください。

保険年金課 ☎ 66・1101 豊橋年金事務所 ☎ 0532・33・4111

事業主の方へ

税務課 ☎ 66・11116

給与支払報告書の提出期限は1月31日(木)です。給与などの支払いがあったすべての方の報告書を提出してください。提出方法 直接または郵送で税務課市民税担当(〒443-0601)へ。

人・農地プラン説明会

農林水産課 ☎ 66・1126

地域が抱える人と農地の問題を解決していくためのプラン更新に向けての説明会です。
 とき 1月15日(火) 午後1時30分～2時30分
 ところ 市役所 北棟集会所
 対象 市内の農家、新規就農者
 ☆農業次世代人材投資資金、経営体育成支援事業などの補助を受ける要件として、人・農地プランで中心経営体と位置づけられる必要があります。
 ※申し込み不要

愛知県特定最低賃金改正のお知らせ

観光商工課 ☎ 66・1119

県内5業種特定最低賃金が12月16日に改正されました。
 ・製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 957円
 ・はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 928円
 ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 901円
 ・輸送用機械器具製造業 936円
 ・自動車(新車)小売業 921円
 問合せ先 豊橋労働基準監督署 ☎ 05332・541192

Jアラート全国一斉情報伝達訓練

防災課 ☎ 66・1208

防災行政無線、防災ラジオから音声が流れます。ご協力をお願いします。
 とき 2月20日(水) 午前11時



相続・贈与

争族にならないための生前対策にも応じます

初回相談無料

加藤智税理士事務所



お気軽にご相談下さい TEL.0533-68-7160

加藤智税理士

検索